保護者 様

運動部活動が変わります

（文化、科学等に関する部活動も準ずる）

長野県教育委員会事務局　スポーツ課

運動部活動ガイドライン

～適切な練習時間や休養日の設定～

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 月公表　スポーツ庁）

長野県中学生期のスポーツ活動指針（H26.2 月策定）

学校設置者（市町村等）の定める運動部活動の方針

各校による部活動の活動方針の策定・公表（ホームページなどによる）

Student First

スチューデント・ファースト（学習者本位）の精神に基づき、生徒の主体性の尊重と心身の成長過程を踏まえた適正かつ効果的な活動へ！！

【目指す姿】

- ○ メリハリのある練習計画によるバランスのとれた学校生活
- ○ 生涯にわたってスポーツに親しむ習慣の形成
- ○ 運動好きな生徒の増加

部活動指導員の任用

～専門的な指導による活動の充実・教員の支援～

部活動指導員とは（抜粋）

○市町村が任用し、学校長の監督のもと、学校の職員（部活動の顧問）として指導に当たります

○技術指導、安全指導、大会・練習試合等の引率、生徒指導　等、学校設置者が定めた職務を行います

○国のガイドライン、長野県中学生期のスポーツ活動指針に基づいた部活動運営を行います

○市町村教育委員会が指定する指導者研修を受講し、適切な指導を行います

※従来の外部指導者との違い⇒学校の職員として、部活動の顧問を担当します。実技指導の他、大会・練習試合等の引率、保護者等への連絡、事故発生時の現場対応などを職務として行います。

丸子北中学校部活動運営方針

○ねらい（３つの育てたい柱）

- ・技能の向上と強い精神力を育てる。
- ・関わりの中で、豊かな人間性を育てる。
- ・規律を守り礼儀正しい態度を身につける。

○活動の基本（抜粋）

- ・朝は、原則として行わない。
- ・放課後は、時期により定めた時間までとする。（保護者の承諾、学校長の許可を得ての活動は認める。）
- ・土日の活動は、どちらかの半日とする。
- ・長期休業中の活動は、休日の半数を超えない範囲で行う。
- ・定期テスト前は、休みを設定する。

部活動指導員（顧問）
＊様々な任用のケースが考えられます。

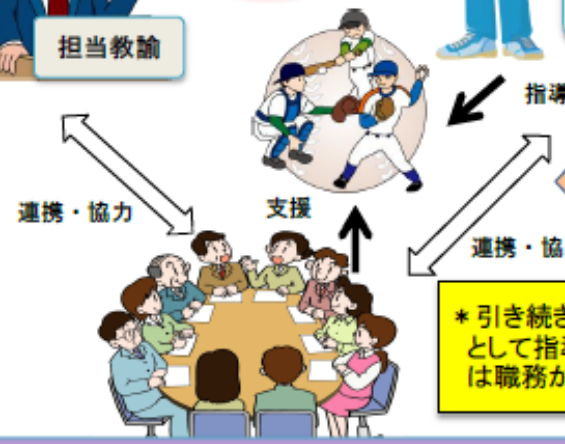

部活動指導員 **活用例**

＊引き続き「外部指導者」として指導に当たる方とは職務が異なります

期待される **効果**

◇部活動の質的な向上

- ・正しい理解に基づく、技術の向上
- ・生徒の能力に応じた適切な練習法の導入
- ・想定される事故・けがの未然防止

◇教員の働き方改革

- ・教材研究や生徒との面談等の時間確保
- ・経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減

◇地域との連携

- ・地域に根差した継続的な指導

スポーツ活動運営委員会（詳細は裏面）　様々な課題を解決しながら進みます

しあわせ信州